# 理事評議員選任委員会規約

#### 第1条(設置)

一般社団法人日本造血細胞移植学会に理事評議員選任委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

# 第2条 (委員会の構成)

委員会の委員長は、本法人の前年度総会会長とし、当該年度の総会会長(次年度委員長) を副委員長とする。理事長または副理事長のいずれかが委員として参加する。

### 第3条 (委員の選任)

委員は理事会において非改選理事から2名、評議員の中から2名選任し、看護部会からも1名選任する。委員が理事に立候補した場合には、委員長(委員長が立候補した場合は副委員長)が当該理事と利害関係のない非改選理事または評議員を推薦し、理事会で承認を得る。

## 第4条(委員の任期)

委員の任期は2年とし、続けて再任はしない。

### 第5条(理事評議委員選任委員会の任務)

委員会は以下に記す任務を遂行する。

- ・理事および監事選出についての実務
- ・評議員の選任

付則(任意団体時から通算)

平成10年12月18日施行

平成11年12月16日改定

平成12年12月 9日改定

平成13年12月21日改定

平成16年12月17日改定

平成18年 9月 7日改定

平成19年 2月15日改定

平成20年 6月 7日改定

平成21年 2月 4日改定

平成22年 2月18日改定

平成28年11月20日改定